

○奈良県警察における個人情報等の管理に関する訓令
(令和5年3月31日本部訓令第9号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 保有個人情報等の管理体制(第3条―第9条)
- 第3章 保有個人情報等の取扱い(第10条―第19条)
- 第4章 教養(第20条)
- 第5章 雑則(第21条―第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、奈良県警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (4) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (5) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (6) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。

- (7) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (8) 行政文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。
- (9) 個人番号 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (11) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

(総括個人情報保護責任者)

第3条 警察本部に総括個人情報保護責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報保護責任者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報保護責任者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報保護責任者)

第4条 警察本部に副総括個人情報保護責任者を置き、警務部県民サービス課長をもって充てる。

2 副総括個人情報保護責任者は、総括個人情報保護責任者を補佐する。

(個人番号関係事務実施責任者)

第5条 警察本部に個人番号関係事務実施責任者を置き、個人番号関係事務を主管する警察本部の所属の長をもって充てる。

2 個人番号関係事務実施責任者は、個人番号関係事務の実施に関し、必要かつ適切な指導及び監督を行うものとする。

(個人情報保護責任者)

第6条 各所属に、個人情報保護責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報保護主任)

第7条 各所属に個人情報保護主任を置き、次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）
）、副隊長、副所長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

2 個人情報保護主任は、個人情報保護責任者の指揮を受け、この訓令による所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(個人情報保護担当者)

第8条 個人情報保護担当者は、個人情報保護責任者が指名するものをもって充てる。

この場合において、個人情報保護責任者は、必要があると認めるときは、複数の者を個人情報保護担当者に指名することができるものとする。

2 個人情報保護担当者は、個人情報保護主任を補佐する。

3 個人情報保護責任者は、個人情報保護担当者を指名したときは、速やかに、その官職及び氏名を副総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

(奈良県警察個人情報保護委員会)

第9条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、警察本部に奈良県警察個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、総括個人情報保護責任者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第10条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令及び第3条から第8条までに規定する者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第11条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第12条 個人情報保護責任者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報保護責任者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている行政文

書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置

(4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(複製等の制限)

第13条 職員は、その業務の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護責任者の指示を受けて行わなければならない。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(廃棄及び削除)

第14条 個人情報保護責任者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報保護責任者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第15条 個人情報保護責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第16条 特定個人情報は、個人番号関係事務実施所属における個人情報保護責任者が、所属の職員のうちから個人番号関係事務ごとに指名する特定個人情報取扱担当者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号利用法第20条に規定する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

3 特定個人情報取扱担当者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

4 特定個人情報取扱担当者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはなら

ない。

- 5 前各項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(安全の確保等)

第17条 保有個人情報等を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号）及びこれに基づいて定められる規程を厳格に適用しなければならない。

(業務の委託)

第18条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。）で確認するものとする。

- (1) 秘密の保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項
 - (2) 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の禁止又は制限に関する事項
 - (4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合の措置に関する事項
 - (5) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
 - (6) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
 - (7) 契約内容の遵守の状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、確認するものとする。

- 3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委

託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。この場合において、保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 前項前段の規定により再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報等の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。この場合において、個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じるものとする。

(提供の際の措置)

第19条 個人情報保護責任者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。
- (3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じること。

2 個人情報保護責任者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

第4章 教養

(教養)

第20条 総括個人情報保護責任者は、職員に対して、保有個人情報等の取扱いについて

理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教養を行うものとする。

- 2 個人番号関係事務実施責任者は、個人番号関係事務を実施する所属の職員に対して、特定個人情報の適切な管理及び個人番号関係事務の取扱いについて、必要な教養を行うものとする。

第5章 雑則

(漏えい等発生時の措置)

第21条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたとき又は生じるおそれがあると認めたときは、直ちにその旨を個人情報保護責任者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに漏えい等が生じた旨又は生じるおそれがある旨を総括個人情報保護責任者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

- 3 個人情報保護責任者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報保護責任者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

- 4 個人情報保護責任者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報保護責任者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

- 5 前2項に定めるもののほか、個人情報保護責任者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、個人情報保護責任者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報保護責任者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

(公表等)

第22条 総括個人情報保護責任者は、事案の内容、影響等に応じて事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応その他必要な措置を講ずるものとする。

(監査及び点検の実施)

第23条 副総括個人情報保護責任者は、総括個人情報保護責任者の指揮を受け、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、定期的に、及び必要に応じて随時に監査を行い、その結果を総括個人情報保護責任者に報告するものとする。

2 個人情報保護責任者は、所属における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護責任者に報告する。

(委任)

第24条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良県警察特定個人情報等の取扱いに関する訓令の廃止)

2 奈良県警察特定個人情報等の取扱いに関する訓令（平成27年12月奈良県警察本部訓令第15号）は、廃止する。